

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0731第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 適用日 令和2年 8月 1日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
RAS 遺伝子検査（血漿）	7,500点
抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体〔ELISA法〕	12,850点
サイトメガロウイルス核酸定量	450点



▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
RAS 遺伝子検査 (血漿)	5,000点 + 2,500点	遺伝子関連 ・染色体検査 判断料 (※2: 100点)	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査 の「1」の 「□」処理が複雑 なもの 及び 「イ」処理が容易 なもの「(1)」	RAS遺伝子検査(血漿)は、「1」の「□」 処理が複雑なもの、「イ」処理が容易なもの の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの 所定点数を準用して算定する。 ア 本検査は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪 性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高 感度デジタルPCR法とフローサイトメトリー 法を組み合わせた方法により行った場合に、患 者1人につき、1回に限り算定できる。ただし、 再度治療法を選択する必要がある場合にも算定 できる。なお、本検査の実施は、医学的な理由 により、大腸癌の組織を検体として、「1」の 「イ」処理が容易なものうち、「(2)」のイに規定 する大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は「(3)」 のイに規定する大腸癌におけるK-ras遺伝 子検査を行うことが困難な場合に限る。 イ 本検査を実施した場合は、大腸癌の組織を検体 とした検査が実施困難である医学的な理由を診 療録及び診療報酬明細書に記載する。 ウ 本検査と、大腸癌の組織を検体として、「1」 の「イ」処理が容易なものうち、「(2)」のイに規 定する大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は 「(3)」のイに規定する大腸癌におけるK-ras 遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合に は、主たるもののみ算定する。
抗アデノ随伴 ウイルス9型 (AAV9)抗体 〔ELISA法〕	8,000点 + 4,850点	遺伝子関連 ・染色体検査 判断料 (※2: 100点)	「D006-4」 遺伝学的検査 の「3」処理が極め て複雑なもの 及び 「D014」 自己抗体検査 の「45」	脊髄性筋萎縮症におけるオナセムノゲン アベ パルボベクの適応を判定するための補助を目的と して、ELISA法により抗アデノ随伴ウイルス 9型(AAV9)抗体の測定を実施する場合は、 「3」処理が極めて複雑なもの所定点数と区分 番号「D014」自己抗体検査「45」抗HLA抗 体(抗体特異性同定検査)を合算した点数を準用 して、関連学会の定める適正使用指針に示されて いる施設基準を満たす保険医療機関において、原 則として2歳未満の患者1人につき1回、算定す る。ただし、2回以上実施する場合は、その医療 上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記 載する。
サイトメガロ ウイルス核酸定量	450点	微生物学的 検査判断料 (※7: 150点)	「D023」 微生物核酸同定 ・定量検査 の「14」	サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効 果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹 細胞移植後の患者又はHIV感染者又は高度細胞 性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリア ルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスD NAを測定した場合に、本区分の「14」単純疱疹 ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量の所定 点数を準用して算定する。ただし、高度細胞性免 疫不全の患者については、本検査が必要であった 理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載す ること。